

市尼生としての心得

1 基本的な生活習慣について

登下校について

- (1) 規則正しい生活を心がけ、『8時25分、教室着席』を守ること。
- (2) 欠席・遅刻する場合は、8時25分までに学校に電話連絡すること。
- (3) 遅刻をして登校した時は、必ず職員室に報告をしてから教室に行くこと。
- (4) 登校後、放課後までの無断外出はできない。
 - ① 早退または中途外出の必要が生じた場合は、早退・外出許可願を作成し、担任から早退・外出許可証をもらい、下校・外出すること。
 - ② 早退した場合は、帰宅後すぐに担任に電話連絡すること。
 - ③ 外出した場合は、帰校後必ず職員室に報告をしてから教室に行くこと。
- (5) 放課後の教室利用は、必ず教員の許可を受けること。利用後は、清掃・消灯・施錠を確実にこない、許可を受けた教員に報告すること。
- (6) 教員による指導を受けない場合は、速やかに下校すること。
- (7) 放課後学校に居残る場合は、教員の許可を受けること。
- (8) 休日及び時間外の学校への許可なく出入りすることは禁止とする。

校内での生活について

- (1) 学業に不要なもの（雑誌や漫画、お菓子類、遊具、装飾品・装身具など）は、持参しないこと。
- (2) 自習時間にはまわりの迷惑にならないように静かに課題を完成するなど、強制されるのではなく自分で自分の学習をすること。
- (3) 個人の靴箱は、自分で維持・管理すること。
 - ① 靴箱は卒業まで同じ場所を使用するので、清掃、破損防止等に留意すること。
 - ② 扉などの破損した場合は、必ず担任に届け出て実費弁償すること。
- (4) 貴重品の管理を確実にすること。
 - ① 紛失・盗難を防ぐため貴重品類や不必要に多額の現金を持参しないこと。また、現金等は身につけておくこと（財布などを机の中に放置しないように。）
 - ② 体育での更衣や教室移動の際は、身につけること。
 - ③ 持ち物には、名前を書いておくこと（上履き・体育館シューズ・体操服・教材など。）
 - ④ もし、紛失・盗難などがあれば、ただちに担任に届け出ること。
- (5) エレベーターは、西側の2基を使用すること。東側の2基は、緊急用及び来客・職員用なので、使用は遠慮すること。
- (6) 食堂・自動販売機の利用に関して
 - ① 食堂の利用は昼休みのみである。
 - ② 食堂では、セルフサービスを厳守し（食器・パン類・ジュースパック類などは各自で始末。）、マナーを守って皆が気持ちよく利用できるようにすること。
 - ③ 自動販売機の利用は休み時間のみである。予鈴がなったら購入しないこと。
- (7) 職員・来客用トイレ（本館1階東・本館2階東）は使用しないこと。

- (8) 学校の施設、公共物は大切に扱うこと。
 - ① 設備、備品などを破損した場合は、必ず担任に届け出ること。
 - ② 破損した設備、備品などは、その個人、グループが弁償すること。
- (9) 校内での掲示は所定の場所以外は禁止である。掲示を希望する場合は、生徒指導部に届け出て承認印をもらうこと。
- (10) 拾得物に関して
 - ① 落とし物をしたり、拾得したりしたときは生徒指導部に届け出ること。
 - ② 拾得物は、東エレベーター前ロッカーに保管しているので、心当たりのある場合は、生徒指導部に確認しに来ること。
 - ③ 自分の持ち物や学用品には必ず、学年・組・名前を明記しておくこと。
- (11) 携帯電話については、ルールやマナーを厳守すること。違反した場合は学校預かりとする。
 - ① 携帯電話は、8時25分から終礼が終わるまで使用禁止とする。
 - ② 8時25分から放課後までは、電源を切り、カバンに入れる（持ち歩かない）。
 - ③ 特に、定期考査中での着信・発信は、考査妨害・不正行為と見なし、特別指導の対象となる。

校内の美化について

- (1) 気持ちよく学習するために、校舎内外の美化に積極的に努めよう。
- (2) みんなで協力して、「ゴミを出さない。」ようにするとともに、ゴミを見つけたら自主的にゴミを拾うようにしよう。
- (3) 紙ゴミ・缶・ビン等をゴミは分別して捨てること。

校外の生活について

- (1) アルバイトは、原則として禁止とする。ただし、止むを得ない特別な事情が発生し、アルバイトがどうしても必要になった場合は、保護者とともに担任と相談した上で、保護者の同意を得て、アルバイト届を学校に提出すること。
- (2) 自動車等（原付自転車、自動二輪車及び普通自動車等）の免許取得に際しては、学校長の同意が必要である。無断で取得してはならない。止むを得ない特別な事情が発生した場合は、まず、担任と相談すること。また、自動車等による通学は認めていない。
- (3) 以下の事項はすべて禁止されている。違反の場合は特別指導・処分の対象となる。
 - ① 自動車等（原動機付自転車、自動二輪車及び普通自動車等）の無免許運転やそれへの同乗
 - ② 自動車等（原動機付自転車、自動二輪車及び普通自動車等）の不正免許取得
 - ③ パチンコ・マーじゃん、その他の賭博行為や遊技場・場外馬券売場等への出入り
 - ④ 窃盗、喫煙、飲酒、粗暴行為、薬物吸引等の違法行為
 - ⑤ 風俗営業・深夜営業、その他、未成年者の立ち入りが禁止されている場所への出入り
 - ⑥ 出会い系サイトの利用、その他インターネットやSNS等を介しての違法行為や誹謗中傷等
 - ⑦ 家族に無断の外出や外泊、不良交友等

2 服装等について

常に市尼生としての誇りを持ち、制服を正しく、美しく着用すること。

また、服装、頭髪、所持品等全てにおいて流行に左右されることなく、質素、清楚を旨とし、品位と内面の充実に努めること。

制服について

- (1) 本校指定の制服を着用すること。
冬服…ブレザー、冬スラックスor冬スカート、ネクタイorリボン、長袖シャツ
夏服…夏スラックスor夏スカート、半袖シャツ
- (2) 制服の着用は、気候や体調等により、次の①～③の中から各自で選ぶこと。移行期間は特に設定しない。
①冬服 ②夏服 ③長袖シャツ、スラックスorスカート、ネクタイorリボン
※①、③の時は、学校指定のセーターを着用しても良い。
- (3) 始業式や終業式、入学式や卒業式などの式典、その他公的な行事に参加する場合は、冬服か夏服とする。

服装・頭髪・みだしなみ・装飾品・所持品等について

- (1) 頭髪は質素で清潔なヘアースタイルにすること。
- (2) 毛染め、脱色、エクステンション、パーマ、ヘアーマニキュア、化粧、ヒゲ等は禁止。
- (3) ソックスについて、式典・その他公的な行事に参加する場合の色は、黒・紺・白・グレーとする。ただし、ワンポイントは可とする。
- (4) 冬季の防寒具（マフラー・手袋・オーバーコート類）は、質素で華美でないものとし、冬服の上に着用すること。ただし、教室内では着用してはならない。